

令和3年度

学生便覧

学校法人 岩永学園
こころ医療福祉専門学校佐世保校

理念

心・技翔創変の精神の基
信頼ある立派な学校を目指す

何のためにを追求

社会が求める人材の育成
人格の形成
社会に貢献



等しく可能性を信じる
専門分野の深・知識
誠実・挨拶・心配り
氣力・体力・集中力
智恵・感性・思考
行動・意識・存在感

岩永守弘

目 次

理念	1
はじめに	3
学生生活の手引き	4
学則、各種規程	
こころ医療福祉専門学校佐世保校 学則	1 4
各種規程	2 9
・学生規程	3 0
・履修規程	3 4
・試験規程	3 6
・既修得単位の認定に関する規程	3 9
・本校卒業生の再入学に関する規程	4 0
・科目等履修生規程	4 1
・聴講生規程	4 3
・退学に関する規程	4 5
・退学した学生の再入学に関する規程	4 6
・除籍された学生の復籍に関する規程	4 7
・留年生に関する規程	4 8
・称号の授与に関する規程	4 9
・預り金規程	5 0
・日本学生支援機構奨学生に関する規程	5 1
・こころ医療福祉専門学校佐世保校 特待生制度に関する規程	5 3
・学校施設使用に関する規程	5 4
・臨時休校措置について	5 5
・学生災害傷害保険について	5 6
・医療分野学生生徒賠償責任保険について	5 7
科目表（スポーツ柔整科・日本語科）	
学年暦	

は　じ　め　に

皆さんは、こころ医療福祉専門学校佐世保校という専門学校に所属しています。ここには学科やコース、学年の違いを超えて守らなければならない共通のルールがあります。学校のルールは、まず学校を成立させるための基本的な規則である「学則」、それを補足する各種の「規程」から成り立っています。この学生便覧では「学則」と「規程」のほかに、それらのポイントを要約したものとして冒頭に「学生生活の手引き」を掲げています。

また皆さんは、それぞれ専門性を持った学科に所属しています。各学科の専門教育については、それぞれの学科の頁を参考にしてください。またそれぞれの学科や学年によって年間の授業日程等も異なっていますので、学年暦をよく見て注意して学修計画を立ててください。

学生生活の 手引き

1 学生証

- (1) 学生は、本校の学生としての身分証明書である「学生証」を常に携帯するとともに、大切に取り扱うこと。
- (2) 学生証の記載事項に変更のあった場合は、速やかに届出て訂正を行うこと。
- (3) 学生証を万一紛失又は汚損した場合は、「学生証再交付願」により再交付を受けること。
学生証の再発行には、別途料金が必要である（5,000円）。

2 学籍番号

- (1) 学生の身分は、学籍番号により表されている。
- (2) 本校の学籍番号は、次のようにアルファベットと数字により組み合わされている。

<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	S	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/> 学科略号	<input type="text"/> 入学年度（西暦下2桁）	<input type="text"/> 入学時クラス記号	<input type="text"/> 個人番号（数字）
ス ポ 一 ツ 柔 整 科		J T	
日 本 語 科		J P	

- (3) 学籍番号は、在学中試験の答案や各種証明書発行時等、様々な書類の記入に必要となる。
また、学生はその身分の確認を求められることもあることから「学生証」は常に携帯しておくこと。

3 校納金

- (1) 授業料等の校納金は、次のとおり期日までに納入すること。
 - ・各年次共通 当該年度前の2月末日厳守
(3月に進級判定を行うため)
- (2) 教本・検定費等は、事前に預り金として徴収する。預り金の余剰分は卒業日の翌月に返金する。前年度余剰分は、次年度に繰越とする。
- (3) 預り金の支出明細は、各年度末に個人別預り金明細票にて報告することとする。
- (4) 不足分は追加徴収することがある。

4 授業の履修期間

- (1) 各年度は前期と後期に分かれており、各学生は自分が所属する学科の当該年度の学年暦に従い、年間の学習計画を立てること。
- (2) 本校の定めた休業日は、次のとおりとする。
 - 1) 毎週土曜日及び日曜日
 - 2) 季節休業（夏季、秋季、冬季及び春季 1年間を通じて10週間以内）
- (3) 休業日を利用して、補講や集中講義及び実習を行うことがある。

5 授業

- (1) 本校の授業時間は、次のとおりとする。

スポーツ柔整科

月～金	1限目	10時10分	～	11時40分
	2限目	12時30分	～	14時00分
	3限目	14時10分	～	15時40分
	4限目	15時50分	～	17時20分

日本語科

月～金	午前 クラス	1限目	9時20分	～	10時50分
		2限目	11時00分	～	12時30分
	午後 クラス	3限目	13時40分	～	15時10分
		4限目	15時20分	～	16時50分

- (2) 授業時間は、45分を1単位時間とし、1回の授業は原則として2単位時間（90分）連続して行う。
- (3) 1回の授業は、時限で表す。
- (4) 授業は所定の時間割によって行うものとし、通常授業において行われる科目は、クラスを指定する。集中授業科目等、科目によってはクラス単位での受講ではない科目もある。
- (5) 授業科目ごとに授業のはじめに出欠を点呼する。
- (6) 出欠点呼後の入室は、特別な事由がある場合に限り、30分まで遅刻と認めるが、それ以外は欠課とする。遅刻の認定には遅刻届の提出を要する。
- (7) 遅刻は3回をもって1回の欠課として扱う。
- (8) 90分授業において特別な事由がない限り、開始後60分未満の早退は欠課として扱う。
- (9) 90分授業において開始後60分以後の早退は、3回をもって1回の欠課として扱う。

6 履修

- (1) 履修しようとする授業科目について各期の始まりの日から2週間以内に「履修届」を提出し、履修登録することとする。
- (2) 履修届提出後の履修科目的変更、取消及び追加は、「履修登録訂正届」により申請することとする。
- (3) 授業科目により受講資格の限定、受講人員の制限をすることがある。
- (4) 履修に関する規程は別に定める。

7 単位

- (1) 単位の認定は授業担当者が試験規程に定める試験によって60点以上の者を合格とすることを原則とし、校長が認定する。
- (2) 進級及び卒業のための認定については、進級判定会議及び卒業判定会議の議を経て校長がこれを行う。
- (3) 学生は、学則に定める卒業要件を満たす単位数を修得しなければならない。

8 成績評価

- (1) 履修した授業科目の成績評価と単位認定は、その科目の担当教員が行うことを原則とし成績の評価は試験・授業態度・レポート・出欠状況等を総合的に勘案して行う。
- (2) 試験には次の種類がある。

1) 定期試験	前期及び後期試験期間中に行う試験
2) 追試験	病気その他やむを得ない事由により定期試験が受けられなかつた者に対して行う試験
3) 再試験	定期試験及び追試験において不合格となった科目について行う試験
4) 臨時試験 (小テスト)	授業期間中に、各授業科目の担当教員が必要に応じて行う試験
- (3) 次の各号の一つに該当する学生は、当該授業科目の単位修得ができない。
 - 1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
 - 2) 授業料を納入していない者
- (4) 試験を行う授業科目名、期日及び時間は、試験開始1週間前に発表する。
- (5) 当該授業科目の出席回数が、講義・演習においては授業時数の3分の2、実技・実習においては授業時数の5分の4に達しない者は、成績評価の対象とはならない。
- (6) 成績の点数の評価は整数とし、評定は次のとおりとする。

合 格			不 合 格	
100~80点	79~70点	69~60点	59~0点	受験資格なし／試験欠席
A	B	C	D	評価外

その他、本校において所定の手続を経て特別に単位修得を認められる場合、「認定」（当該科目の単位認定）と評価されることがある。
詳細については、既修得単位の認定に関する規程を確認のこと。

- (7) 試験に関する規程は別に定める。

9 各種届・願

(1) 各種届・願は本校所定様式にて遅滞なく提出のこと。

事 項	備 考
履 修 届	前期・後期開始2週間以内に提出
各 種 届	集中講義科目履修届 履修登録訂正届 欠席届 遅刻(遅延)届 科目等履修届 調書変更届 保証人変更届 就職決定(内定)届
履修届	
欠席届	
遅刻(遅延)届	
科目等履修届	
調書変更届	
保証人変更届	
就職決定(内定)届	
追試験願	別途手数料(1科目あたり1,000円)必要 理由書添付
再試験願	別途手数料(1科目あたり3,000円)必要
単位認定試験願	別途手数料(1科目あたり3,000円)必要
科目等履修生願	科目等履修生規程による
聴講生願	
既修得単位認定申請書	他の専門学校等で既に修得した単位の認定に必要
施設設備使用許可願	教室等の使用の場合必要
学校指定駐車場利用申請書	
バイク乗り入れ許可願	学生が通学のため本校駐輪場を利用する場合必要
各種願・申請書	学生団体設立願 学生団体設立更新願 学生団体変更願 学生団体解散願 学生団体活動援助金申請書 学生団体構成員名簿 旅行・合宿願 学外団体加入願 学生集会・催物願 文書等掲示・配布願
学生団体設立願	
学生団体設立更新願	
学生団体変更願	
学生団体解散願	
学生団体活動援助金申請書	
学生団体構成員名簿	
旅行・合宿願	
学外団体加入願	
学生集会・催物願	
文書等掲示・配布願	
休学願	病気の場合は医師の診断書添付
復学願	治療終了の場合は医師の診断書添付
退学願	病気の場合は医師の診断書添付
再入学願	退学した学生が2年以内に同一学科に再入学する場合
学生証再交付願	別途手数料(5,000円)必要
特別許可願	必要に応じ書類等添付する

10 各種証明書及び事務手数料

- (1) 各種証明書は、本校所定の申込用紙にて必要事項を記入し、提出のこと。
(2) 証明書発行には数日を要するため、余裕をみて申込みを行うこと。
手数料に関しては次のとおりとする。

各種 証 明 書 等	事　　項	手　数　料	受渡し・備考
	在 校 証 明 書	3 0 0 円	翌日 12 時以降
	卒業（見込み）証明書	3 0 0 円	翌日 12 時以降
	成 績 証 明 書	5 0 0 円	申請日より 4 日後
	追 試 験 料	1, 0 0 0 円	追試験願・証明書類必要
	再 試 験 料	3, 0 0 0 円	再試験願必要
	学生運賃割引証明書	無 料	翌日 12 時以降
	健康診断証明書	3 0 0 円	申請日より 4 日後
	資格・認定取得証明書	3 0 0 円	申請日より 4 日後
	推薦書（就職用）	1, 0 0 0 円	申請日より 4 日後

11 学科・コース変更

- (1) 学科変更は認めない。

12 掲示

- (1) 印刷物・ポスター等の掲示は、総務より許可印を受けて掲示板に行う。
(2) 学生への伝達、連絡事項等は原則全て掲示により通知し、一度掲示された事項は、全て学生に伝達されたものとして取り扱うこととする。
(3) 許可印のないものや、掲示期限が経過したものは責任者がとりはずすこととする。

13 服装

- (1) 演習や実習等、実技を伴う授業等においては、必ず本校指定の実習着を着用すること。
(2) 学内及び学外講義の服装については、次の点に留意すること。
1) 奇抜で華美な服装は避け、学生にふさわしい服装をすること。
2) 実技・実習においては必ず学校指定の服装（白衣等）に着替えること。

1 4 自家用車による通学の禁止

- (1) 自家用車による通学は原則として禁止する。ただし、年度初めに「学校指定駐車場利用申請書」を提出し、指定駐車場の使用許可を受けた学生は学校が指定する駐車場を有料で使用することができる。学校指定駐車場の利用については別に定める。
- (2) 自転車やバイクでの通学は原則的に許可するが、万一の事故については、各自が責任を負うこと。
- (3) 車や自転車、バイクでの通学に際し、騒音・暴走行為等が認められた場合、これを禁止することがある。近隣の住民や他の学生に迷惑にならないよう、モラルをもって整備・運転を行うこと。

1 5 学校の美化とマナー

- (1) 一人ひとりが学校の美化に心がけること。また、学校周辺住民の方々には、日頃から様々な形でご協力頂いている事を各人が十分に自覚し、近隣の美化に努めること。
- (2) 各クラスは日直（当番）を決め、担任の指示に従い、毎日各自の教室及び使用教室を清掃すること。
- (3) 所定の場所以外での飲食は禁止する。
- (4) 授業中の飲食は禁止する。教員の許可なく授業中の飲食をした学生には退室を命ずる場合がある。
- (5) 所定の場所以外での喫煙は禁止する。
- (6) 携帯電話については、授業時間中は電源を切っておくこと。
授業時間中に携帯電話等を使用した学生には、退室を命ずる場合がある。

1 6 アルバイトについて

- (1) アルバイトは学業を妨げないようにすること。更に健康に留意し、学生としての品位を損なうことのないようにすること。
- (2) スナック・バー等風俗営業店でのアルバイトは厳禁する。

1 7 奨賞

- (1) 校長は、学業成績が優秀な学生を褒賞することができる。

1 8 懲戒

- (1) 学校の秩序を乱し、学生としての体面を汚す等の行為のあった者に対して、校長が教育上必要と認めたときは、これを懲戒することができる。
- (2) 懲戒は訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。但し、退学については、次の各号の一つに該当する場合に限るものとする。
 - 1) 素行不良で改心の見込みが全くないと認められた者
 - 2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められた者
 - 3) 正当な事由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者
 - 4) 学校の秩序を乱し、著しく学生の本分に反した者

19 除籍

(1) 校長は、次の各号の一つに該当する者を除籍することができる。

- 1) 本校の定めた在学年限を越えた者

学 科 名	在学年限
ス ポ ー ツ 柔 整 科	6年
日 本 語 科	修業年限と同じ

- 2) 正当な事由がなくて、授業料その他の納付金の納入義務を3ヶ月以上怠り督促を受けてもなお納入しない者
3) 休学期間を経過しても復学しない者
4) 死亡または長期間行方不明の者
5) 無届で一か月以上授業を欠席した者
6) その他除籍が必要と認められた者

20 共有備品その他

(1) 各個人ごとにロッカーを在学期間中貸与する。更衣室、ロッカーは常に清潔にし、整理整頓

に心がけること。使用に際しては、次の事項を厳守すること。

- 1) ロッカー内には貴重品や危険物、飲食物は入れないこと。
- 2) ロッカーの鍵は貸与する。
- 3) ロッカーの鍵を紛失、破損または汚損した場合は、直ちに届出のこと。その場合、新鍵の補填費用として預り金より5,000円を徴収する。
- 4) ロッカーを破損又は汚損した場合は、直ちに連絡し指示を受けること。

(2) 教室等の借用については次のとおりとする。

- 1) 通常行われる授業等がない場合に限り、教室等の使用を認めることがある。
学生は、総務に事前に「施設設備使用許可願」を都度提出し、使用の許可を得ること。許可を受けないで教室を使用することはできない。
- 2) 休校期間中の教室等の使用は原則として認めない。

21 団体

(1) 学生が学内において団体を設立しようとするときは、所定の「学生団体設立願」に構成員名簿を添付して校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(2) 団体の構成員は5名以上とし、本校の専任教職員のうちから顧問を定めなければならない。

(3) 団体として許可された場合、申請により校長が正当と認めた場合、学校より活動援助金を支給する。活動援助金については、次のとおりである。

- 1) 援助金は構成員一人当たり年3,500円を上限とする。
- 2) 構成員より会計を選出し、会計がこれを管理する。
- 3) 援助金は、顧問が管理責任を負う。
- 4) 団体への援助金は年70,000円を上限とする。
- 5) 次の団体には、援助を行わない。または校長が解散を命ずることがある。

ア 許可を受けていない団体

イ 「学生団体活動報告書」を期限までに校長に提出しなかった団体

ウ 新たな構成員の名簿を校長に提出しなかった団体

エ 学則又は諸規則に違反した行動を行った団体

オ 活動中に事故が発生する等運営が円滑に行われなかつた団体

- カ 構成員が不祥事に関係し、それが活動に密接な関連があった団体
キ 長期にわたって活動が行われなかつた団体
ク その他、校長が適当でないと認めた団体

(4) 団体に関する規程は別に定める。

2 2 健康管理

- (1) 学校保健法に基づき、本校では学生の健康維持のため、校医による健康診断を実施するとともに、保健に必要な措置を講ずる。
- (2) 健康診断における検査の項目は次のとおりとする。但し、健康管理上必要な検査及び予防接種等は必要に応じて実施する。
- 1) 身長、体重及び座高
 - 2) 栄養状態
 - 3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
 - 4) 視力及び聴力
 - 5) 眼の疾病及び異常の有無
 - 6) 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
 - 7) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
 - 8) 結核の有無
 - 9) 心臓の疾病及び異常の有無
- (3) 学生は、自己の健康管理には充分注意を行うこと。
なお、20歳未満の喫煙は認めない。また、喫煙が人体に及ぼす悪い影響や、将来、各自が生業とする職業上の特性を考えた場合、喫煙は良い結果をもたらさないことが十分理解できるはずであるので、極力喫煙しないことを勧める。

2 3 所持品管理、紛失物及び拾得物

- (1) 貴重品はなるべく所持しないように心がけ、自己の責任において管理し、止むを得ない場合は、総務に預けること。
- (2) 学内で物品を紛失したとき、または拾得したときは総務に届け出ること。
- (3) 拾得物は、教職員室内にて保管開始日より6ヶ月間保管する。
6ヶ月を経過してもなお持ち主の現われない拾得物については、総務にて廃棄する。

2 4 窓口業務取扱時間

(1) 窓口業務取扱時間は、以下のとおりとする。

平 日	9時00分～17時30分
土 曜	
日 曜	終日業務取扱無し
祝 日	

(長期休暇中には一部変更がある。)

(2) 電話番号などは、以下のとおりとする。

電話番号	0956 (24) 5569
FAX番号	0956 (24) 5539

こころ医療福祉専門学校佐世保校
学 校 学 則

こころ医療福祉専門学校佐世保校 学則

2013年(平成25年)	4月1日	制定
2015年(平成27年)	10月1日	改定
2016年(平成28年)	4月1日	改定
2017年(平成29年)	10月1日	改定
2018年(平成30年)	4月1日	改定
2019年(平成31年)	4月1日	改定
2019年(令和元年)	10月1日	改定
2020年(令和 2年)	4月1日	改定

第一章 総 則

(目的)

第1条 本校は、医療・福祉・文化・教養の分野で、日本国内及びアジア諸国を中心とした諸外国で活躍する、豊かな心を持つ人材を育成することを目的とする。

2 前項を達成するため、本校は、等しく学生の可能性を信じ、信頼のある、プライドの持てる学校作りを目指す。

(名称)

第2条 本校は、こころ医療福祉専門学校佐世保校という。

(位置)

第3条 本校を次の位置に置く。

(1) 長崎県佐世保市浜田町1番22号

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第二章 課程、学科及び修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

区分	課程名	学科／コース名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員 (学級数)
昼間部	医療専門課程	スポーツ柔整科	3年	30名 (1)	90名 (3)

昼間部	文化・教養専門課程	日本語科／2年コース	2年	120名 (6)	120名 (6)
		日本語科／1.5年コース	1.5年		
		日本語科／1年コース	1年		

※但し、日本語科全体の総定員を120名とし、在籍者数が総定員を超える入学は認めない。

(在籍年限)

第6条 学生は、次に定める期間を超えて在籍することができない。

学 科 名	在籍年限
スポーツ柔整科	6年
日本語科	修業年限と同じ

第三章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 7 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、日本語科1・5年コースは10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、1年コースは10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年を次の2期に分ける。

4月入学生

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

10月入学生

- (1) 前 期 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 後 期 翌年4月1日から9月30日まで

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第 9 条 本校の休業日を次のとおり定める。

- (1) 毎週土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた日
- (3) 開校記念日 1月23日
- (4) 季節休業（夏季、秋季、冬季及び春季 1年間を通じて10週間以内）

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第四章 教育課程、授業時数

(教育課程、授業時数及び単位数)

第10条 本校の教育課程、授業時数及び単位数は、別表第1-1及び第1-2のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時間の1単位時間は45分とする。

3 通常一回の授業は90分の2単位時間で構成される。

4 卒業までに履修させる授業単位時間数及び単位数は、別表第1-1及び第1-2のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第11条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、予習復習時間も含めて45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15単位時間をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の授業の履修で4単位を与える。

(2) 実技は、30単位時間をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の実技の履修で2単位を与える。

(3) 実習は60単位時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第12条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 授業科目を履修し、成績評価で合格した者には、所定の単位を与える。

3 出席時数が授業時間の3分の2（但し、実技、実習は5分の4）に達しない者は、その該当科目について評価を受けることができない。

4 各授業科目の成績評価は、総合成績（実習を含む）を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。

5 履修規程は別に定める。

6 試験規程は別に定める。

(学外における授業科目の履修)

第13条 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程における授業科目の履修やその他教育施設等における学修が、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程等で本校入学前に履修した授業科目において修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）等については、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目により修得した単位とみなすことができる。
- 3 既修得単位の認定に関する規程は別に定める。

(始業及び終業)

第14条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

学科名	区分	始業時間	終業時間	曜日
スポーツ柔整科	昼間部	10時10分	17時20分	月～金曜日
日本語科(午前クラス)		9時20分	12時30分	
日本語科(午後クラス)		13時40分	16時50分	

第五章 教職員組織

(教職員組織)

第15条 本校に次の教職員を置く。

	校長	学科長	専任教員	事務職員	非常勤講師
スポーツ柔整科	1名	1名(兼任)	6名以上	若干名	適宜必要に
日本語科		1名(兼任)	3名以上		応じて配置する

- 2 校長は、本校を統督し、これを代表する。
- 3 校長は、教員を兼ねることができる。
- 4 学科長は、専任教員が兼任する。
- 5 各学科の主要科目は、専任教員が担当する。ただし、非常勤講師又は兼任者がこれを担当することがある。

第六章 入学、転入学、休学、復学、転学、退学、再入学、学科・コース変更及び除籍

(入学時期)

第16条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第18条 本校に入学を志望する者は、所定の期日までに、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第36条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の出願手続きを終了した入学志願者については、本校募集要項の定めるところにより、入学選考を行う。

(入学手続)

第20条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに第37条に定める入学金、及び別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(転入学)

第21条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

- 2 前項により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取り扱い並びに在籍すべき年数については、校長が決定する。

- 3 転入学に関する手続は、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条を準用する。

- 4 転入学に関する細則は、既修得単位の認定に関する規程を準用する。

(休 学)

第22条 学生が、病気その他やむを得ない理由で引き続き3ヶ月以上修学ができないときは、保証人連署の上、その理由を記して、休学を願い出ることができる。

- 2 前項による休学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。
- 3 休学期間は、原則として1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に休学を願い出ることが出来る。
- 4 休学期間は在籍年数に算入しない。ただし、在籍できる上限の年数には休学期間も含まれる。

(復 学)

第23条 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 前項による復学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

(転 学)

第24条 他の専門学校等に転学を志願する者があるときは、校長はこれを許可することができる。

(退 学)

第25条 本校を退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 前項による退学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。
- 3 退学に関する規程は別に定める。

(再入学)

第26条 本校を願いにより退学した者が2年以内に再入学を希望するときは、校長は現年次以下の年次に再入学を許可することができる。

- 2 再入学を許可された者の既修得授業科目及び単位の認定は原則として認める。
- 3 再入学を許可された者の既修得授業科目で、既に現行の授業科目から除外されている科目的取り扱いは、校長がこれを決定する。
- 4 再入学に関する規程は別に定める。

(学科・コース変更)

第27条 入学試験合格後の学科変更は認めない。

(除 籍)

第28条 次の各号の一つに該当する者について、校長は除籍することがある。

- (1) 第6条に定める在籍年限を超えた者
- (2) 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者
- (3) 第23条に定める復学の手続をしない者
- (4) 死亡の届出のあった者
- (5) 行方不明の届出のあった者
- (6) 無届で一か月以上授業を欠席した者
- (7) その他除籍が必要と認められた者

- 2 前項第1項第2号に定める除籍者の復籍に関する規程は別に定める。

第七章 卒業等

(課程修了の認定)

第29条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
- 3 卒業に関する規程は、別に定める。

(称号の授与)

第30条 前条第1項によりスポーツ柔整科を修了した者には専門士（医療専門課程）の称号を、日本語科2年コースを修了した者には専門士（文化教養課程）の称号を授与する。

- 2 称号の授与に関する規程は、別に定める。

第八章 科目等履修生

(科目等履修生)

第31条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修をすることができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

(聴講生)

第32条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について聴講の希望があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上聴講生として当該科目の聴講を許可することができる。

2 聽講生に単位認定は行わない。

3 その他聴講生に関する事項は別に定める。

第九章 嘉罰

(褒賞)

第33条 学生の本分を全うし、学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生に対して校長は、これを褒賞することがある。

(懲戒)

第34条 本校の学則並びに諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者はその軽重に従つて、校長が、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

第35条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績が不良で成業の見込みが全くないと認められた者

(3) 出席が常でない者、又は正当な理由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者

(4) 本校の方針に違反し、学生の本分に反する行為があると認められた者

第十章 校納金

(入学選考料)

第36条 入学志願者は、選考料として20,000円を納入しなければならない。但し日本語科に限り、選考料を無料とする。

(入学金)

第37条 入学（転入学）をする者は、いずれの学科も入学金を納入しなければならない。

2 入学金の額は、別表第2のとおりとする。

(その他納付金)

第38条 本校の授業料、施設維持費、授業充実費、教材費は、別表第3のとおりとする。

2 教本・検定等にかかる費用として、修業年限分の必要経費を預り金として徴収する。預り金の額は、別表第4のとおりとする。

3 預り金に関する事項は別に定める。

4 別表に定められた金額以外は徴収しない。ただし、研修旅行の費用として、希望者のみ別途研修旅行費を徴収することがある。

(休学の場合の校納金)

第39条 休学を許可された者、又は休学を命ぜられた者に対しては、休学期間中の校納金は復学後の校納金に充当する。

(退学、停学の場合の授業料)

第40条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、その年度の納付金は徴収する。

2 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は徴収する。

(留年生の納付金)

第41条 留年生の納付金については、別に定める規程による。

(納付金の返還)

第42条 既に納入した入学選考料及び入学金は、返還しない。

第十一章 健康管理

(健康診断)

第43条 学校保健法第6条の規程に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

(保健室)

第44条 本校に保健室を設ける。

第十二章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第45条 附帯教育事業として別表第5のとおり別科を設置する。

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第十三章 雜則

(施行細則)

第46条 本学則に関し必要な施行細則は、別に定める。

附 則 (一)

- 1 この学則は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (二)

- 1 この学則は、平成27年10月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (三)

- 1 この学則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (四)

- 1 この学則は、平成29年10月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (五)

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (六)

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (七)

- 1 この学則は、令和元年10月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (八)

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

教育課程及び授業時間等

別表第1-1

スポーツ柔整科
日本語科

入学金

別表第2

こころ医療福祉専門学校佐世保校の入学金は、以下のとおりとする。

学 科	入 学 金 (入学手續時のみ)
スポーツ柔整科	300,000円
日本語科 (2年コース／1.5年コース／1年コース)	100,000円

その他納付金

別表第3

こころ医療福祉専門学校佐世保校のその他納付金は、以下のとおりとする。

(単位：円)

学 科	学 年	授 業 料	施設維持費	授業充実費	教 材 費
スポーツ柔整科	1年次	1,060,000	20,000	20,000	0
	2年次	1,060,000	20,000	20,000	0
	3年次	1,060,000	20,000	20,000	0
			3年間合計		3,300,000
日本語科 2年 コース	1年次	600,000	0	0	60,000
	2年次	600,000	0	0	60,000
			2年間合計		1,320,000
日本語科 1.5年 コース	1年次	600,000	0	0	60,000
	2年次	300,000	0	0	30,000
			1.5年間合計		990,000
日本語科 1年 コース	1年次	600,000	0	0	60,000
			1年間合計		660,000

預り金

別表第4

こころ医療福祉専門学校佐世保校の預り金は、以下のとおりとする。

学 科	預 り 金
スポーツ柔整科	150,000円（1年次） 100,000円（2年次） 50,000円（3年次）
日本語科 (2年コース／1. 5年コース／1年コース)	なし

預り金は、卒業年次の2月中旬頃、実費精算し、余剰金は本人宛返金する。

不足金があった場合、不足分を徴収するが、基本的に預り金の範囲内で授業等を実施する。

附帯教育事業

別表第5

こころ医療福祉専門学校佐世保校の附帯教育事業は以下のとおりとする。

科名	修業年限	授業時数	定員
公共職業訓練	3月～6月	1月100時間	15名
求職者支援訓練	3月～6月	1月100時間	15名
介護職員初任者研修（通信教育）	3月	130時間	40名
介護職員実務者研修（通信教育）	6月	450時間	40名

スポーツ柔整科

スポーツ柔整科 (JT20S・JT21S)

分野	教育内容	必修選択	授業科目	区分	単位数	科目時間	1年次		2年次		3年次	
							前	後	前	後	前	後
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活	必修	国語表現		演習	2	32	32				
		必修	パソコン		演習	2	32		32			
		必修	生物学I		講義	2	32	32				
		必修	生物学II		講義	2	32		32			
		必修	栄養学I		講義	2	32	32				
		必修	栄養学II		講義	2	32		32			
		必修	体力学		講義	2	32	32				
専門基礎	人体の構造と機能	必修	解剖学I (運動器系)		講義	4	64	32	32			
		必修	解剖学II		講義	4	64		32	32		
		必修	生理学I		講義	2	64	32	32			
		必修	生理学II		講義	2	64		32	32		
		必修	高齢者・競技者の生理学的特徴・変化		講義	2	32			32		
		必修	運動学		講義	2	64		32	32		
	疾病と傷害	必修	病理学		講義	2	64		32	32		
		必修	一般臨床医学I		講義	2	64		32	32		
		必修	一般臨床医学II		講義	1	32				32	
		必修	外科学概論		講義	2	32		32			
		必修	整形外科学		講義	2	32		32			
		必修	リハビリテーション医学		講義	2	64		32	32		
	柔道整復術の適応	必修	柔道整復術の適応		講義	2	32		32			
保健医療福祉と柔道整復の理念	保健医療福祉と柔道整復の理念	必修	職業倫理		講義	1	16	16				
		必修	衛生学・公衆衛生学		講義	2	64	32	32			
		必修	関係法規		講義	1	32	32				
		必修	柔道I		実技	1	32		32			
		必修	柔道II		実技	1	32			32		
		必修	柔道III		実技	1	32			32		
		必修	柔道IV		実技	1	32				32	
	社会保障制度	必修	社会保障制度		講義	1	16	16				
専門	基礎柔道整復学	必修	基礎柔道整復学I		講義	1	32		32			
		必修	基礎柔道整復学II		講義	2	64	32	32			
		必修	基礎柔道整復学III		講義	2	64			32	32	
		必修	基礎柔道整復学IV		講義	1	32			32		
		必修	基礎柔道整復学V		講義	2	64				32	32
		必修	基礎柔道整復学VI		講義	2	64				32	32
		必修	基礎柔道整復学VII		講義	2	64				32	32
		必修	基礎柔道整復学VIII (外傷の保存療法)		講義	1	16		16			
	臨床柔道整復学	必修	臨床柔道整復学I		講義	2	64	32	32			
		必修	臨床柔道整復学II		講義	2	64	32	32			
		必修	臨床柔道整復学III		講義	2	64			32	32	
		必修	臨床柔道整復学IV		講義	2	64			32	32	
		必修	臨床柔道整復学V		講義	2	64				32	32
		必修	臨床柔道整復学VI		講義	2	64				32	32
		必修	臨床柔道整復学VII		講義	2	64				32	32
		必修	臨床柔道整復学VIII (柔道整復術の適応)		講義	2	32				32	
	柔道整復実技	必修	臨床柔道整復学IX (物理療法の取り扱い)		講義	1	16		16			
		必修	柔道整復実技I		実技	2	64	32	32			
		必修	柔道整復実技II		実技	2	64			32	32	
		必修	柔道整復実技III		実技	2	64				32	32
		必修	柔道整復実技IV		実技	2	64				32	32
		必修	柔道整復実技V		実技	2	64				32	32
		必修	柔道整復実技VI		実技	2	64				32	32
		必修	柔道整復実技VII		実技	2	64				32	32
	臨床実習	必修	柔道整復実技VIII		実技	2	64				32	32
		必修	柔道整復実技IX (高齢者・競技者の外傷予防)		実技	2	32					32
		必修	臨床実習I		実習	1	45	45				
		必修	臨床実習II		実習	1	45		45			
		必修	臨床実習III		実習	1	45			45		
		必修	臨床実習IV		実習	1	45				45	

日本語科

日本語科 2年コース

授業科目	区分	単位数	科目	1年次		2年次	
				時間	前	後	前
日本語初級1	講義	4	80	80			
日本語初級2	講義	4	80	80			
日本語初級3	講義	4	80	80			
日本語初級4	講義	4	80	80			
日本語初中級1	講義	4	80		80		
日本語初中級2	講義	4	80		80		
日本語初中級3	講義	4	80		80		
日本語初中級4	講義	4	80		80		
日本語中級1	講義	4	80			80	
日本語中級2	講義	4	80			80	
日本語中級3	講義	4	80			80	
日本語中級4	講義	4	80			80	
日本語上級1	講義	4	80				80
日本語上級2	講義	4	80				80
日本語上級3	講義	4	80				80
日本語上級4	講義	4	80				80
総合演習A	演習	4	80	80			
総合演習B	演習	4	80		80		
総合演習C	演習	4	80			80	
総合演習D	演習	4	80				80
総合演習E	演習	4	80		80		
総合演習F	演習	2	40				40

合計	86	1720	480	400	440	400
----	----	------	-----	-----	-----	-----

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。

日本語科 1.5年コース

授業科目	区分	単位数	科目	1年次	2年次	
			時間	後	前	後
日本語初級1	講義	4	80	80		
日本語初級2	講義	4	80	80		
日本語初級3	講義	4	80	80		
日本語初級4	講義	4	80	80		
日本語初中級1	講義	4	80		80	
日本語初中級2	講義	4	80		80	
日本語初中級3	講義	4	80		80	
日本語初中級4	講義	4	80		80	
日本語中級1	講義	4	80			80
日本語中級2	講義	4	80			80
日本語中級3	講義	4	80			80
日本語中級4	講義	4	80			80
総合演習A	演習	4	80	80		
総合演習B	演習	4	80		80	
総合演習C	演習	4	80			80

合計	60	1200	400	400	400
----	----	------	-----	-----	-----

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。

日本語科 1年コース

授業科目	区分	単位数	科目	1年次	
			時間	後	前
日本語初級1	講義	4	80	80	
日本語初級2	講義	4	80	80	
日本語初級3	講義	4	80	80	
日本語初級4	講義	4	80	80	
日本語初中級1	講義	4	80		80
日本語初中級2	講義	4	80		80
日本語初中級3	講義	4	80		80
日本語初中級4	講義	4	80		80
総合演習A	講義	4	80	80	
総合演習B	講義	4	80		80
合計		40	800	400	400

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。

各種規程

- ・ 学生規程
- ・ 履修規程
- ・ 試験規程
- ・ 既修得単位の認定に関する規程
- ・ 本校卒業生の再入学に関する規程
- ・ 科目等履修生規程
- ・ 聴講生規程
- ・ 退学に関する規程
- ・ 退学した学生の再入学に関する規程
- ・ 除籍された学生の復籍に関する規程
- ・ 留年生に関する規程
- ・ 称号の授与に関する規程
- ・ 預り金規程
- ・ 日本学生支援機構奨学生に関する規程
- ・ こころ医療福祉専門学校佐世保校 特待生制度に関する規程
- ・ 学校施設使用に関する規程
- ・ 臨時休校措置について
- ・ 学生災害傷害保険について
- ・ 医療分野学生生徒賠償責任保険について

学 生 規 程

平成25年4月1日 制定
平成31年4月1日 改定

(趣 旨)

第 1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校(以下本校)学生は、本校の教育方針に従い、学則その他の規程を守らなければならない。

(誓 約 書)

第 2条 新たに本校学生となる者は、誓約書(本校所定様式)に署名捺印し、入学手続時に校長に提出しなければならない。

(保 証 人)

第 3条 新たに本校学生となる者は、その者の本校学生の行為について責任を負う保証人を定め保証人は前条の誓約書に署名捺印しなければならない。

2 保証人は、次に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 父母またはこれに準ずる者
- (2) 成年者で独立して生計を営む者

3 保証人を変更し、または保証人の住所に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を所定の保証人変更届により、校長に届け出なければならない。

(学生記録)

第 4条 新たに本校学生となる者は、所定の学生記録(以下「調書」という)に住所、家族状況等本人の身上に関する事項を記入し、入学後1週間以内に校長に提出しなければならない。

2 改姓名、住所の変更等前項の調書の記載事項に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を所定の調書変更届により、校長に届け出なければならない。

(学 生 証)

第 5条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本校関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与及び譲渡してはならない。

3 本校の学生としての身分を持つ者であっても、学生証を所持しない者については、本校施設・設備の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第 6条 学生証は、在学期間中有効とする。

2 学生証を紛失したときは、直ちに願い出て再交付を受けなければならぬ。

3 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返却しなければならない。

(学生への連絡と注意義務)

第 7条 本校から学生への通知、告示その他の連絡は、原則として掲示によって行う。

2 学生は、掲示による呼び出し・指示には直ちに応じなければならない。

3 学生は、掲示の見落しがないよう常に注意しなければならない。

(保 健)

第 8条 学生は、学校保健法及び結核予防法に則り本校が行う健康診断を受診しなければならない。

2 やむを得ない事由で前項に定める健康診断を受けなかった学生は、総務部で交付する本校所定の健康診断書を持参し、国公立病院、保健所又は本校の指定する医療機関において受診し、所定期間中に総務部へ提出しなければならない。

3 学生は、前2項の健康診断の結果本校が行う健康上の指示に従わなければならない。

(不受診の場合の措置)

第 9条 本校が定める期間中に健康診断を受けなかったり、本校の指示に従わなかったりした学生には、諸証明書の発行、奨学金の申込、就職の斡旋等の業務を停止し、または学校内への立ち入りを制限することがある。

(公的行事等への出席義務)

第10条 学生は、授業をはじめ、本校が学生に出席を求めて公的に行う行事には出席しなければならない。

(欠 席 届)

第11条 学生は、やむを得ない事由で授業及び本校の公的行事に欠席した場合には、所定の欠席届を欠席時より5日以内に校長に提出しなければならない。

2 疾病により欠席が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 次の場合は集中講義期間を除き出席扱いとすることができる。

- ア 忌引きの場合
- イ 学校保健安全法第19条に定める伝染病のため登校停止を受けた場合
- ウ クラブ活動により大会に出場し、校長が認めた場合
- エ その他特別な事情により校長が正当と認めた場合

なお、アの忌引きについては、忌引きとして認められる日数は以下のとおりとする。

(1) 父、母	7日
(2) 兄弟姉妹、曾祖父母、祖父母	3日
(3) 伯叔父母、孫	1日
(4) 配偶者	10日
(5) 子	5日
(6) 配偶者の父母	3日
(7) 配偶者の祖父母、兄弟姉妹	1日

※原則として「死亡した日」又は「その翌日」から起算する。ただし、葬儀が遠隔地である場合は、往復に要する期間を加える。また、期間中に葬儀が行われない場合は、適当と認められる日に起算日を変更することができる。

イの登校停止については、この期間が長期に及ぶ場合はこの限りではない。

また、エのその他特別な事情については、卒業年次の学生が就職試験を受けた場合、受験先の証明書(本校所定様式 任意様式でも可)を提出する欠席届に添付することによって出席扱いとすることができる。

いずれの場合も欠席届(本校所定様式)に必要書類を添付し届け出ることによって出席扱いとする。

(団体設立の許可)

第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願を校長に提出しその許可を受けなければならない。

2 前項の団体設立にあたっては、本校の常勤教職員のうちから顧問を定めなければならない。

3 団体の構成員は5名以上とする。

(団体への活動援助金)

第13条 許可された団体は、所定の学生団体活動援助金申請書を校長に提出することができる。

校長が正当と認めた場合、活動援助金を支給する。活動援助金については、次のとおりである。

- (1) 援助金は構成員一人当たり年3,500円を上限とする。ただし、複数の団体に重複して所属する者はいずれかひとつの団体においてのみ補助金対象者として算入される。
- (2) 構成員より会計を選出し、会計がこれを管理する。
- (3) 援助金は、顧問が管理責任を負う。
- (4) 団体への援助金は年70,000円を上限とする。
- (5) 次の団体には、援助を行わない。または校長が解散を命ずることがある。
 - ア 許可を受けていない団体
 - イ 学生団体活動報告書を期限までに校長に提出しなかった団体
 - ウ 新たな構成員の名簿を校長に提出しなかった団体
 - エ 学則又は諸規則に違反した行動を行った団体
 - オ 活動中に事故が発生する等運営が円滑に行われなかつた団体
 - カ 構成員が不祥事に関係し、それが活動に密接な関連があつた団体
 - キ 長期にわたって活動が行われなかつた団体
 - ク その他、校長が適当でないと認めた団体

(団体許可の期限)

第14条 前条第1項に規定する許可の有効期限は、当該団体が許可を受けた日の属する学年の末日までとする。ただし、あらかじめ所定の学生団体設立更新願を校長に提出し、認められたものについては、1年ごとに更新を認めることができる。

(団体の活動などの報告)

第15条 団体は、毎年3月末日までに所定の学生団体活動報告書を校長に提出しなければならない。

2 団体は、毎年5月末日までに新たな構成員の名簿を校長に提出しなければならない。

(団体の目的等の変更)

第16条 団体が団体の目的、組織その他第12条に規定する学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、所定の学生団体変更願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体の解散の届出)

第17条 団体が解散しようとするときは、所定の学生団体解散願を提出しなければならない。

(団体の学外団体への加入)

第18条 団体が学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ所定の学外団体加入願に第12条第2項に規定する顧問の署名捺印を受け、当該学外団体規約を添え、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体の旅行・合宿)

第19条 団体が、旅行又は合宿を行う場合には、あらかじめ所定の旅行・合宿願に顧問の署名捺印を受け、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 団体の責任者は、旅行又は合宿の終了後直ちにその状況等を校長に報告しなければならない。

(団体活動の制限)

第20条 団体は、学内において政治活動を行ってはならない。

(団体活動の停止又は解散)

第21条 団体が次の各号の一つに該当するときは、校長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- (1) 学則又は諸規則に違反した活動を行ったとき
- (2) 団体活動中に事故が発生する等、団体の運営が円滑に行われなかつたとき
- (3) 団体構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき
- (4) 長期にわたって団体活動が行われなかつたとき、又は活動報告書が提出されなかつたとき
- (5) その他校長が適当でないと認めたとき

(集会・催物開催の許可)

第22条 学生又は学生団体が、学内及び学外において集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、所定の学生集会・催物願を開催の5日前までに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の学生集会・催物願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

第23条 学生又は学生団体は、学内及び学外において特定の政党に係る運動を目的とする集会を開催することができない。

2 学生又は学生団体が、学内において集会を開催するときは、教員及び職員の指示に従うとともに本校の教育研究に支障を生じさせ、若しくは本校の施設・設備・環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

第24条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況などを校長に報告しなければならない。

(集会の禁止又は解散)

第25条 集会の責任者又は参加者が、学則又は諸規則に違反した行為を行い若しくは本校の指示に応じないときは、校長はその集会の開催を禁止又は解散を命ずることがある。

(募金、販売等)

第26条 学生又は学生団体が、学内において募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、第22条から前条までの規定を準用する。

第27条 学生又は学生団体が、本校の名を用いて集会若しくは行事、催物を行おうとするときは、校長に届け出て、その許可を受けなければならない。

2 催物の性質上税務署、消防署、警察署、保健所等との連絡が必要なときは早めに総務部に連絡してその指示に従うこと。

(掲示の許可)

第28条 学生又は学生団体が、学内において文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、所定の文書等掲示・配布願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(掲示の制限)

第29条 学生又は学生団体は、学内において特定の政党に係る活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

2 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示しなければならない。但し、特別に許可したものについてはこの限りではない。

3 掲示の期限は1週間以内とする。

4 掲示の期限を経過した文書等は、当該文書などに係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

5 学生又は学生団体が、学内において文書等を掲示しようとするときは、第22条第2項の規定を準用する。

(掲示する文書等の氏名などの明記)

第30条 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者が団体であるときは団体名、その他の者であるときは掲示責任者の所属氏名を明記しなければならない。

(掲示文書等の撤去)

第31条 第27条から前条までの規定に違反して掲示された文書等は、当該文書などが掲示された場所の管理者が撤去する。

(文書等の配布)

第32条 学生又は学生団体が、学内において文書、図書、その他の物品を配布しようとするときは第22条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条の規定を準用する。

2 前項の規定に違反する配布物は、校長がその配布を禁止することがある。

(学外での掲示)

第33条 学生又は学生団体が、学外において本学の名を用いて文書等の掲示、配布をしようとするときは、校長に届け出てその許可を受けなければならない。

(諸施設の利用)

第34条 学生又は学生団体が、教室、実技室その他の諸施設を利用しようとするときは、当該施設の利用にかかる規則の定めるところに従わなければならない。

(願届書様式)

第35条 諸願届書の様式は、別にこれを定める。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

履修規程

平成25年4月1日 制定
平成28年4月1日 改定

(総則)

第1条 教育課程、授業時間に関しては「こころ医療福祉専門学校佐世保校学則」(以下「学則」という。)第4章に基づき、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 各学科において開講される授業科目は学則第10条に基づいて開講し、単位及び履修は学則第10条別表第1(各学科の科目表)のとおりとする。

2 授業科目は、開講の期間により次の5種とする。

- (1) 通年科目(1年間継続して開講するもの)
- (2) 前期科目(前期期間のみ開講するもの)
- (3) 後期科目(後期期間のみ開講するもの)
- (4) 集中科目(ある期間に集中して開講するもの)
- (5) 臨時科目(臨時に開講するもの)

第3条 選択科目については、年度により開講しないものがある。

2 各学年において開講される授業科目のうち、選択科目又は選択必修科目において、履修届により履修希望者が5名以下であった場合は、開講しないことがある。

第4条 授業科目は、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、または受講人数を制限することがある。

(授業科目の履修)

第5条 学生は、学期の始めの所定の期間に、履修しようとする授業科目を履修届により登録しなければならない。

2 登録した授業科目の変更、取消又は追加は所定の手続を経て指定された期間内に行わなければならない。また、登録した科目以外の履修は認められない。

3 クラスが指定された授業科目については、その指定に従った履修をしなければならない。但し校長が特別に認めた場合はこの限りではない。

4 授業科目は当該学期及び下級学年に開講されているものに限り履修することができる。但し、特別な指定がなされている場合はこの限りではない。

5 同時間帯に開講されている授業科目を2科目以上履修することはできない。

6 一つの授業科目については、その開講単位数を超えて履修することはできない。

7 履修に関するその他の事項は、講義要項(シラバス)に定める方法によるものとする。

(履修登録)

第6条 学生は、年度始めに配布される講義要項及び学期の始めに配布される授業時間割をもとに前条の規定により履修登録をしなければならない。

2 授業科目の履修登録の手続については、別に定めることとする。

(授業)

第7条 学生は授業に出席しなければならない。授業出席回数が不足した場合には、別に定める規定により単位を修得できないことがある。

2 授業時間は学則第10条によって定めるものとする。

(単位数)

第8条 各授業科目の単位数は、原則として学則第11条に規定された基準による。

2 本校においては、授業の1単位時間を45分とし、90分をもって2単位時間とする。

(単位修得)

第9条 単位を修得するためには、授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。(試験規程参照)

2 試験に合格しなかった場合、その授業科目の単位を修得するには、再履修しなければならない。

(単位の認定)

第10条 各授業科目の単位の認定は、授業担当者が試験規程第1条に定める試験によって60点以上の者を合格とすることを原則とし、校長が認定する。但し、次の各号の一つに該当する者は、単位の認定を受けることが出来ない。

- (1) 講義・演習においては、当該授業科目の出席回数が授業時数の3分の2に達しない者
- (2) 実技・実習においては、当該授業科目の出席回数が授業時数の5分の4に達しない者

(再 履 修)

第11条 卒業に必要な科目のうち、不合格の科目は再履修しなければならない。

2 ただし、特別な事由がある場合に限り、単位認定試験合格をもって単位を修得することができる。

(留 年)

第12条 当該学年に履修すべき科目のうち、次の学年の学修に差し支える科目を履修出来なかつた者は、進級を認めない。

(卒業延期)

第13条 試験規程第17条の条件を満たさない者は、卒業を延期とし、不合格科目を再履修しなければならない。

(雑 則)

第14条 この規定に定めるもの以外、履修に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

2 この規定の改廃は、校長が決定する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成28年4月1日より施行する。

試験規程

平成25年4月1日 制定
平成31年4月1日 改定
令和 2年4月1日 改定

(総則)

第1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第12条に定める成績評価、また進級及び卒業に関してはこの規程の定めるところによる。

(試験)

第2条 定期試験は、学期末毎に実施することを原則として、必要に応じて隨時これを行うことが出来る。

2 原則として、前期科目は前期末に、後期科目は後期末に定期試験を実施する。

3 通年の授業科目の場合には、後期末に定期試験を実施する。但し、前期末に学生理解度を図るための中間試験を実施することがある。

4 定期試験は100点を満点とした問題を作成し、成績は上限を100点とする。

(実施の掲示)

第3条 定期試験を行う授業科目の試験実施日及び時間帯は、試験期間開始1週間前までに総務部から掲示する。

(試験に伴う職員室への全面入室禁止)

第4条 学期末に予定された試験期間開始の2週間前から試験期間終了までの間、職員室への学生の入室は全面禁止する。

(実施)

第5条 試験の実施は、当該授業科目担当教員(以下「教員」という。)が実施する。

(種類)

第6条 学期末または学年末に行う定期試験は筆記、実技、口述、論文(レポートを含む)のいずれか1つまたは2つ以上によって行う。

(受験資格)

第7条 次の各号の一つに該当する者は、試験を受けることが出来ない。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
- (2) 授業料、その他の校納金を完納していない者

2 また当該授業科目の出席回数が、講義及び演習においては授業時数の3分の2、実技及び実習においては授業時数の5分の4に達しない者は成績評価の対象とはならない。

(試験実施中の入退室)

第8条 試験開始後20分を経て入室することは出来ない。

2 試験開始後30分を経なければ退室することは出来ない。

3 途中退場した者は当該試験終了まで再入室することはできない。

(懲戒)

第9条 受験中に不正行為をした者または不正行為をしたと認められた者は退場を命ぜられ当該試験は不合格とし、戒告、停学若しくは退学の処分とする。

(追試験)

第10条 追試験は学期末または学年末の定期試験にやむを得ない理由により欠席した者について行われるが、正当な事由がなければ受験することができない。但し、病気・けが、忌引き、交通機関の事故・延着、就職試験その他の事由で受験できなかった者がその事由が正当と認められる証明書等を添えて本校所定の追試験願を署名押印のうえ学務課へ提出し、校長が正当と認めた場合は、追試験を受けることができる。原則的に追試験願の提出期限は、当該試験終了後5日以内とする。

また、追試験を希望する者は、所定の手数料が徴収される。

2 追試験は成績の上限を100点とする。

3 追試験の手数料は1科目1,000円とする。

4 追試験の手数料はいかなる事情があつても返還しない。

5 第1項による願い出について、必要がある場合には、委員会を開いて審査する。

(再 試 験)

第11条 第2条第1項、第2項、第3項の試験を受験して不合格であった者は、校長が認めた場合再試験を受けることができる。再試験を希望する者は、本校所定の再試験願を署名押印のうえ、成績発表後5日以内に総務部へ提出しなければならない。再試験においては所定の手数料が徴収される。

- 2 再試験は100点を満点として採点し、70点以上を及第とする。成績評価の上限は60点とする。
- 3 再試験の手数料は1科目3,000円とする。
- 4 再試験の手数料はいかなる事情があっても返還しない。

(追試験及び再試験の掲示)

第12条 追試験、再試験の授業科目、日程等はその都度掲示する。

(採 点)

第13条 教員等は第2条に定める試験、第10条に定める追試験及び第11条に定める再試験終了後速やかに100点満点として採点し、採点表を総務部へ提出しなければならない。

(成績の評価)

第14条 各授業科目において定期試験およびその追試験の成績評価は、総合成績(実習を含む)を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。

- 2 A(100点～80点) B(79点～70点) C(69点～60点) 60点未満をDとし、A、B、Cを合格とする。
- 3 教員は、試験の得点に授業態度、定期試験で行う以外の小テストや論文(レポートを含む)の点数を加点、または試験の得点から減点することが出来る。
- 4 単位の認定については、履修規程第8条に定めるところとする。
- 5 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、履修した全ての科目におけるGPA(Grade Point Average)を用いる。
- 6 履修した科目的GP(Grade Point)は、次の計算式により算出する。ただし、総合成績が60点未満の場合は、「0」とし、小数点第3位以下は四捨五入とする。
$$GP = (\text{総合成績} - 50) / 10 \quad (5.0 \geq GP \geq 1.0, 0)$$
- 7 履修した全ての科目におけるGPAは、次の計算方法により得た値とする。また、GPAは、小数点第3位以下は四捨五入とする。
$$GPA = (\text{履修した科目的GP} \times \text{単位数}) / \text{在学期間に履修申告した対象科目の単位数の総和}$$
- 8 不合格とされた授業科目を再履修し、単位を修得した場合は、当該科目的不合格とされた成績を通常のGPAの算出から除外し、新たなGPによりGPAを算出する。
- 9 既修得単位として認定された科目は、GPAの算出から除外する。
- 10 GPAが4.5以上で、各クラスの上位5%以上の場合は、成績優秀者として、GPAが1.5未満の場合は、成績不振者として扱う。
- 11 半期ごとに成績表を保証人へ郵送し、学習状況を通知する。また、成績が下位(クラスで下位4分の1以下)の者に対しては、担任が面談を実施する。

(GPA算出方法の詳細)

A、Bの総合成績が次とおりの場合のGP、GPAを算出する。

- | | | |
|---------------------|-------------------|-----------------|
| A 生理学 I (2単位) : 74点 | 解剖学 I (4単位) : 91点 | 職業倫理(1単位) : 89点 |
| B 生理学 I (2単位) : 60点 | 解剖学 I (4単位) : 40点 | 職業倫理(1単位) : 75点 |

GP計算方法詳細

$$GP = (\text{総合成績} - 50) / 10 \quad (5.0 \geq GP \geq 1.0, 0)$$

- | | | |
|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| A 生理学 I (2単位) : 74点 = 2.4 | 解剖学 I (4単位) : 91点 = 4.1 | 職業倫理(1単位) : 89点 = 3.9 |
| B 生理学 I (2単位) : 60点 = 1.0 | 解剖学 I (4単位) : 40点 = 0.0 | 職業倫理(1単位) : 75点 = 2.5 |

GPA計算方法詳細

GPA = (履修した科目的GP × 単位数) の総和 / 在学期間に履修申告した対象科目の単位数の総和

$$A \quad (2.4 \times 2 + 4.1 \times 4 + 3.9 \times 1) / (2+4+1) = (4.8 + 16.4 + 3.9) / 7 = 3.6$$

$$B \quad (1.0 \times 2 + 0.0 \times 4 + 2.5 \times 1) / (2+4+1) = (2.0 + 0 + 2.5) / 7 = 0.6$$

次年度、Bが解剖学 I を再履修し、解剖学 I 4単位を91点で合格した場合

$$\begin{aligned} GP \quad & \text{生理学 I (2単位) : 60点 = 1.0} \quad \text{解剖学 I (4単位) : 91点 = 4.1} \quad \text{職業倫理(1単位) : 75点 = 2.5} \\ Bさん \quad & (1.0 \times 2 + 4.1 \times 4 + 2.5 \times 1) / (2+4+1) = (2.0 + 16.4 + 2.5) / 7 = 2.9 \end{aligned}$$

(実習の評価基準)

第15条 各実習の成績は、実習先における各期の評価を教員等が総合して採点する。

(進級資格)

- 第16条** 当該学年において履修すべき全授業科目(実習を含む)に合格していることを原則とする。
- 2 必修科目的不合格科目数が4分の3を超えた場合、進級できない。
- 3 進級の認定に関しては次のとおりとする。
- (1) 進級の認定は、進級判定会議を経て、校長が認定する。
- (2) 進級の認定は各年度において毎年3月に行う。
- ア 全科目において欠席が授業時数の3分の1(実習・実技においては5分の1)を超えている場合
イ 全科目的年間の評価点の平均が60点未満である場合
年間を通じてアイの条件は満たしているが、60点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。
- (3) その他、進級の認定に関しては、各学科が定める規定に従う。

(卒業資格)

- 第17条** 当該学年において履修すべき全授業科目(実習を含む)に合格していることを原則とする。
- 2 卒業の認定に関しては次のとおりとする。
- (1) 卒業の認定は、卒業判定会議を経て、校長が認定する。
- (2) 次の各号の一つに該当する場合は、卒業できない。
- ア 各科目において欠席が授業時数の3分の1(実技・実習においては5分の1)を超えている場合
イ 全科目的年間の評価点の平均が60点未満である場合
年間を通じてアイの条件は満たしているが、60点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。

(国家試験受験申込)

- 第18条** 国家試験について必要な事項は別に定める実施要領による。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

既修得単位の認定に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成30年4月1日 改定
平成31年4月1日 改定

(趣旨)

第1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第13条に定める学外における授業科目の履修及び第21条に定める転入学についてはこの規程の定めるところによる。

(認定基準)

第2条 既修得科目的単位認定は、以下のいずれかに該当する者で、教育上有益と認められる場合に限り行う。

- (1) 大学若しくは高等専門学校を卒業または中退した者
- (2) 次に示す学科の学生で、以下の資格にかかる学校若しくは養成施設を卒業または中退した者

スポーツ柔整科
保健師
助産師
看護師
診療放射線技師
臨床検査技師
衛生検査技師
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
臨床工学技師
義肢装具士
救急救命士
言語聴覚士
歯科衛生士
柔道整復師
あん摩マッサージ指圧師
はり師、きゅう師

なお、次に示す学科の認定基準は、以下の規則によるものとする。

スポーツ柔整科	柔道整復師学校養成施設指定規則 (別表第一備考二)
---------	------------------------------

(認定)

第3条 単位認定は、本人の願い出に基づき、校長がこれを行う。

(申請)

第4条 単位認定を受けようとする者は、各学年開始後1ヶ月以内に校長へ次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 単位修得した授業科目の内容を示す書類(講義要項のコピー等)

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

本校卒業生の再入学に関する規程

平成25年4月1日 制定
令和 2年4月1日 制定

(本校卒業生の再入学における単位互換)

第1条 本校および長崎校の卒業生が新たな学科に再入学する場合、別に定める既修得単位の認定に関する規程に従い、卒業学科の既修得単位を新入学の学科の単位として認め、当該授業科目の履修を免除することができる。

(本校卒業生の再入学における学費)

第2条 本校の卒業生は、入学に際して、所定の規則に従い、入学金は免除される。また、もとに在籍した学科の校納金納付期間と同じ年数を限度として、入学した学科の授業料の一部を免除される。

(本校中退者の再入学における学費)

第3条 本校および長崎校中退者の再入学に際して、第2条の規程を準用する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

科 目 等 履 修 生 規 程

平成25年4月1日 制定
平成27年4月1日 改定
平成28年4月1日 改定
平成30年4月1日 改定
平成31年4月1日 改定
令和 2年4月1日 改定

(目 的)

第 1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第31条に定める科目等履修生についてはこの規程の定めるところによる。

(資 格)

第 2条 本校の科目等履修生となることができる者は、次の者とする。

- (1) 学則第17条に定める本校への入学資格を有する者
- (2) 本校および長崎校在校生
- (3) 本校および長崎校卒業生
- (4) 学校法人岩永学園教員及び職員
- (5) 本校および長崎校非常勤講師
- (6) その他校長が認めた者

(出願手続)

第 3条 本校の科目等履修生として入学を志願する者は、入学を希望する学期(前期あるいは後期)のはじまる月の前月の1日から10日の間に次の書類を提出し、選考料を納入して校長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修届
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校成績証明書(高等学校卒業後、6年以上経過している場合は、卒業証明書でも可。
また、在校生の場合は成績証明書及び在学証明書。)
- (4) その他指定する書類

(入学許可)

第 4条 科目等履修生の入学は、本校の学生の授業に支障がない場合に限り、校長がこれを許可する。

2 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学手続)

第 5条 科目等の履修が許可されたときは、所定の期日までに次の書類を提出し、校納金を納入しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 個人調書(写真貼付)

2 所定の期日(授業開始日)までに前記の手続がない場合は、履修の許可を取り消すことがある。

3 科目等履修生の願い出により提出された書類及び納入した費用は、過誤による場合を除いて一切返還しない。

4 科目等履修生の校納金は次のとおりとする。

- (1) 選考料(該 当 年 度) 25, 000円
- (2) 入学金(") 25, 000円
- (3) 受講料(1単位につき) 25, 000円

(身 分)

第 6条 科目等履修生は、本校開講の科目的履修を許可された者であり、本校の学生としての身分は持たない。

2 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

(期 限)

第 7条 科目等履修生の在学期間は、履修科目的開講期間(半年または1年)とし、2年以内の継続まで認める。

(授業科目等)

第 8条 科目等履修生として履修できる授業科目は、本校の定めるところによる。

2 科目等履修生として履修できる単位数は、一学期あたり14単位以内とする。

(単位修得証明)

第 9条 科目等履修生が履修科目について試験を受け合格した場合には、願い出により当該授業科目の単位を与え、単位履修証明書を交付することが出来る。

(取り消し)

第10条 次の各号の一つに該当する場合は、科目等履修生の許可を取り消すことがある。

- (1) 所定の期日までに必要書類の提出及び本規程第5条第4項に定める校納金の納入を行わなかったとき
- (2) この規程その他本校の諸規則に違反する行為があったと認められたとき
- (3) 本校の秩序を著しく乱したと認められたとき

(準用)

第11条 科目等履修生にはこの規程に定めるもののほか、本校学則を準用する。

第12条 この規程の改廃は校長が決定する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (四)

1. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (五)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (六)

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

聴講生規程

平成25年4月1日 制定
平成28年4月1日 改定
平成30年4月1日 改定
平成31年4月1日 改定
令和 2年4月1日 改定

(目的)

第1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第32条に定める聴講生についてはこの規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 本校の聴講生となることができる者は、次の者とする。

- (1) 本校および長崎校在校生
- (2) 本校および長崎校卒業生
- (3) 学校法人岩永学園教員及び職員
- (4) 本校および長崎校非常勤講師
- (5) その他校長が認めた者

(出願手続)

第3条 聴講を希望する者は、所定の期間(3月1日～3月31日、8月1日～9月10日)までに次の書類を提出し、選考料を納入して校長に願い出なければならない。

- (1) 聴講願
- (2) 最終学校成績証明書(高等学校卒業後、6年以上経過している場合は、卒業証明書でも可。また、在校生の場合は成績証明書及び在学証明書。)
- (3) その他指定する書類

(入学許可)

第4条 特定科目の聴講は、本校の学生の授業に支障がない場合に限り、校長がこれを許可する。

2 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学手続)

第5条 聴講が許可されたときは、所定の期日までに次の書類を提出し、校納金を納入しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 個人調書(写真貼付)

2 所定の期日(授業開始日)までに前記の手続がない場合は、聴講の許可を取り消すことがある。

3 聴講生の願い出により提出された書類及び納入した費用は、過誤による場合を除いて一切返還しない。

4 聴講生の校納金は次のとおりとする。

- (1) 選考料(該当年度) 25,000円
- (2) 入学金(〃) 25,000円
- (3) 受講料(1科目につき) 25,000円

5 特定科目に対して既修得単位の認定申請をし、許可を受けた者が当該科目に対して聴講を行う場合、校納金は一切必要ない。

(身分)

第6条 聴講生は、本校開講の科目の聴講を許可された者であり、本校の学生としての身分は持たない。

2 聴講生には、聴講生証を交付する。

(期限)

第7条 聴講生の在学期間は、履修科目の開講期間(半年または1年)とする。

(授業科目等)

第8条 聴講生として履修できる授業科目は、本校の定めるところによる。

2 聴講生として履修できる科目数は、一学期あたり5科目以内とする。

(成績評価)

第9条 聴講生の当該授業科目は、成績評価の対象とならない。

(取り消し)

第10条 次の各号の一つに該当する場合は、聴講生の許可を取り消すことがある。

- (1) 所定の期日までに必要書類の提出及び本規程第5条第4項に定める校納金の納入を行わなかったとき
- (2) この規程その他本校の諸規則に違反する行為があったと認められたとき
- (3) 本校の秩序を著しく乱したと認められたとき

(準用)

第11条 感講生にはこの規程に定めるもののほか、本校学則を準用する。

第12条 この規程の改廃は、校長が決定する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (四)

1. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (五)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (六)

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

退 学 に 関 す る 規 程

平成25年4月1日 制定
平成28年4月1日 改定
平成31年4月1日 改定

(目 的)

第 1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第25条に定める退学については、この規程の定めるところによる。

(退学の願い出)

第 2条 退学を願い出るときは、クラス担任より指導を受けなければならない。

(退学の許可)

第 3条 退学の許可については、校長がこれを行うことができる。

2 退学の日付は、校長の許可した日とする。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

退学した学生の再入学に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成31年4月1日 改定

(目的)

第1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第26条に定める再入学については、この規程の定めるところによる。

(再入学)

第2条 退学した学生が、退学後2ヶ月未満に学業継続が可能となり、再入学しようとするときは、原則として、退学時の学年に再入学を許可する。

第3条 退学した学生が、退学後2ヶ月以上2年未満に学業継続が可能となり、再入学しようとするときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により再入学を許可された学生は、所定の期日までに再入学許可年度の新入学学生と同額の校納金(入学金を除く。)を納入しなければならない。

第4条 退学した学生が、退学後2年以上を経過して学業継続が可能となり、再入学しようとするときは選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により再入学を許可された学生は、所定の期日までに再入学許可年度の新入学学生と同額の校納金(入学金を含む。)及び選考料(当該年度の受験料と同額)を納入しなければならない。

(再入学願の取扱い)

第6条 退学した学生から再入学願いが提出された場合においては、校長が許可する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

除籍された学生の復籍に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成31年4月1日 改定

(目的)

第1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則第28条第1項第2号に基づく授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者の除籍に対する復籍の詳細については、この規程の定めるところによる。

(時期)

第2条 復籍を願い出ることができる時期は、次のとおりとする。

- (1) 除籍された当該年度に、復籍を希望する者は、除籍された日から1ヶ月以内とする。
- (2) 除籍された年度の翌年度以降に復籍を希望する者は、復籍を希望する年度開始前の前期では2月末、後期では7月末までとする。

(復籍願の取扱い)

第3条 復籍願が提出されたとき、校長が許可する。

第4条 復籍を許可された者の復籍は、除籍された当該年度に復籍する場合は除籍日の翌月とし除籍された年度を超えて復籍する場合は、復籍する年度の前期または後期の開始日とする。

(校納金)

第5条 除籍された当該年度に復籍を許可された者の校納金は、次のとおりとする。

- (1) 除籍された者は、滞納した校納金を一週間以内に納付しなければならない。
- 2 除籍された翌年度以降に復籍を許可された者は、復籍許可年度の新入学学生と同額の校納金（入学金を含む。）を前期復籍者については復籍前年度の3月末日までに、後期復籍者については復籍年度の8月末日までに納付しなければならない。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

留年生に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成31年4月1日 改定
令和2年4月1日 改定

(趣旨)

第1条 進級資格及び卒業資格を満たさなかった者は留年または卒業延期とし、留年または卒業延期に関する取り扱いを次のとおり定める。

2 進級及び卒業の判定に関しては、別に定める試験規程による。

(留学生の卒業)

第2条 卒業の日付は、前期では前期の末日、後期では卒業式の日とする。

(学納金)

第3条 学則第41条に基づく進級資格及び卒業資格を満たさなかった留学生の卒業年次の納付金については、次のとおりとする。

区分	前期卒業の場合	後期卒業の場合
授業料	半期授業料の半額の他に登録科目1単位につき次項に定める基準額により納入するものとする。 なお、その総額が半期授業料の金額を超えるときは、半期授業料の額とする。	年間授業料の半額の他に登録科目1単位につき次項に定める基準額により納入するものとする。 なお、その総額が年間授業料の金額を超えるときは、年間授業料の額とする。
施設維持費	半期分	年額分
授業充実費	半期分	年額分

- 2 開講科目的都合上、後期授業科目のみを履修する者の納付金は、第1項の前期卒業の場合の規程を適用する。
- 3 校長が特別に認めた場合は、上記の規程にかかわらず科目等履修生の規程にある受講料に準じ、授業料を定める。ただし、施設維持費と授業充実費は第1項の定めにより徴収する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

称号の授与に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成31年4月1日 改定

(目的)

第1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校学則(以下「学則」という。)第3130条に定める称号の授与についてはこの規程の定めるところによる。

(授与する称号、付記する専攻分野)

第2条 本校において授与する称号は専門士とする。

2 本校において付記する専門課程の名称は次のとおりとする。

スポーツ柔整科……………医療専門課程

日本語科(2年コース)……………文化教養専門課程

(称号授与の要件)

第3条 専門士の称号は、学則第30条の規定に基づき、本校所定の専門課程での卒業を認定された者に授与する。

(称号授与)

第4条 校長は、卒業の認定に伴い、称号を授与し、卒業証書を交付するものとする。

2 卒業の認定は、別に定める試験規程による。

(称号の名称)

第5条 本校において称号を授与された者がその称号の名称を用いるときは、「こころ医療福祉専門学校佐世保校」と付記するものとする。

(称号授与の取消)

第6条 校長は、称号を授与された者が、不正の方法により称号の授与を受けた事実が判明したとき又はその名譽を汚辱する行為があったときは、校長が当該称号を取消すことができる。

2 校長は、前項の規定に基づき当該称号を取消したときは、卒業証書を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

預り金規程

平成25年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 学生が在学中に使用する経費で学校が一時立て替え払いするものについて、その都度現金徴収する手続きを簡略化するために、学校は新しい年度が始まる前にその年度の概算の支出予想経費をまとめて預り金として学生から預かり、これからその都度の支払いを行う。

(運用)

第2条 預り金は総務部が管理し、学科長または学科主任を通じた学生の申し出に従い支出を受け、経理手続きを執行する。

(繰り越し処理)

第3条 1月末日をもって当該年度の支出受けを区切り、預り金の決算を行う。卒業年次以外の学年では、2月1日から年度末までの支出については次年度に計上する。当該年度の残高は次年度に繰り越し、残高に不足を生じた場合は不足分を上乗せして次年度預り金を追加徴収する。卒業年次においては2月1日から年度末までの支出はその都度、総務部で現金徴収する。

(年度中処理)

第4条 当該年度の8月末日に中間決算を実施する。すでに支出が超過している場合は、年度の途中であってもその学生に対し預り金の追加徴収を行い、また預り金の支出受けを停止することがある。

(支出品目)

第5条 預り金による支出処理を行う品目は以下に含まれるものとする。

- ア. 学生自身が所有する教材、あるいは消費する教材を購入する経費
- イ. 各種資格検定試験等の受験に伴う経費
- ウ. 定期試験における追試験・再試験料
- エ. 所属する学生団体活動に伴う経費
- オ. その他、校長が適当と認めた経費

(例外)

第6条 上項に含まれる品目でも、支出の申し出が支出受け期日を過ぎたもの、校長が特に認めたものについては預り金とは分けて現金により徴収する。

(利息)

第7条 預り金に利息はつかない。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

日本学生支援機構奨学生に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成27年4月1日 改定
平成30年4月1日 改定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本学生支援機構奨学規程に基づき、日本学生支援機構奨学生に関する必要な事項について定める。

(出願の資格)

第2条 日本学生支援機構奨学生を志願する者は、学業優秀、品行方正、身体強健で、学費の支弁が困難とみられる者でなければならない。

(奨学金の種類・募集期間・貸与月額・成績基準)

第3条

奨学金の種類	募集時期	貸与月額	学年	成績基準
第一種奨学金 (無利子貸与)	定期採用 (4月)	<u>自宅通学</u> 20,000円、30,000円 40,000円、53,000円 の中から選択 <u>自宅外通学</u> 20,000円、30,000円 40,000円、50,000円 60,000円の中から選択	1年次	高校時の評定平均値3.5以上
			2年次 以降	本校の成績上位1/3以内
第二種奨学金 (有利子貸与)	定期採用 (4月)	20,000円～120,000円 の間で10,000円単位で 選択	1年次	出身学校における成績が平均水準以上
			2年次 以降	本校の成績が平均水準以上
給付奨学金	予約採用 (高校 在学時)	<u>自宅通学</u> 30,000円 <u>自宅外通学</u> 40,000円	高校在学時	高校からの推薦を受ける者(一定の学力要件を満たすこと)
緊急採用 (無利子) 応急採用 (有利子)	隨時採用	家計支持者(親等)が失職・破産・倒産・病気・死亡、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合に申込みが可能。(但し、事由が発生したときから1年以内)		

(出願の手続)

第4条 奨学生を希望する者は、出願手続等の説明会に出席し、必要書類を提出して、インターネットによる申し込みをしなければならない。提出期限、申込期限はその都度掲示する。

(推薦・選考)

第5条 奨学生は、本人の申込情報をもとに校長が推薦・選考し、日本学生支援機構がこれを決定する。

(奨学生的身分)

第6条 奨学生は、次の場合にその身分を休止または停止、廃止されることがある。

休止される場合 休学、長期欠席

停止される場合 学業不振、停学その他の処分を受けた時

廃止される場合 学業不振、操行不良、休学、長期欠席、手続を怠った時、退学・除籍の処分を受け学籍を失った時

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、金融機関名(本人指定銀行)の本人名義口座に直接本人へ交付する。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金は、学資として貸与されるもので、奨学生は卒業後必ず返還しなければならない。

2 奨学金の返還は、卒業の6ヶ月以後所定の期間以内に本人が直接日本学生支援機構に返還する。

(規程の改廃)

第 9条 この規程の改廃は、校長の承認を得なければならない。

附 則 (一)

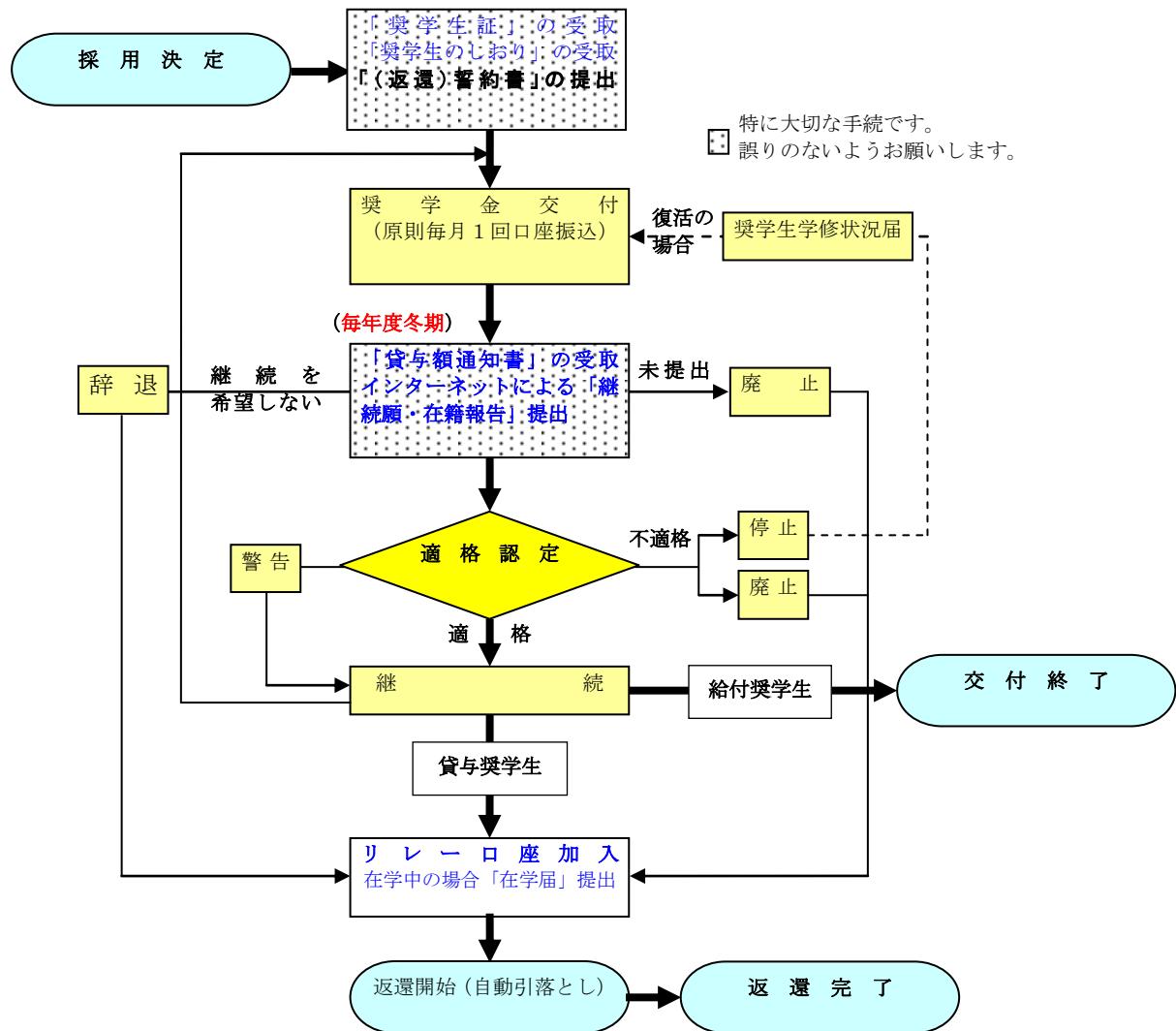
- この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

- この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (三)

- この規程は、平成30年4月1日より施行する。



こころ医療福祉専門学校佐世保校 特待生制度に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成27年4月1日 改定
平成28年4月1日 改定
平成30年4月1日 改定
平成31年4月1日 改定
令和 2年4月1日 改定

(趣 旨)

第 1条 こころ医療福祉専門学校佐世保校特待生制度は、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第 2条 この規程は、人物、学業成績ともに極めて優秀な学生に対し、授業料を減免することにより、社会に貢献する有為な人材の育成に資することを目的とする。

(内 容)

第 3条 特待生は、次年度の授業料を減免する。

(推 薦)

第 4条 特待生の推薦は各学科から行う。

2 人数は、各クラス2名以内を原則とする。

(選 考)

第 5条 特待生の選考は、学業成績が極めて優秀であり、授業への出席が良好な、クラスの模範となる者の中から選考することを原則とする。

2 学業成績が極めて優秀な者(成績優秀者)の基準は、該当年度のGPAが4.5以上であり、各クラス内で成績が上位5%以上のものと定める。

3 授業への出席が良好の基準は、該当年度の全授業に95%以上出席している者と定める。

4 クラスの模範となる者の基準は、該当年度におけるボランティア活動やトレーナー活動、学生会活動等に意欲的に参加し、率先してクラス運営に携わった者と定める。

5 この選考は、会議で審査し、校長が決定する。

(選考の時期)

第 6条 優秀学生の選考は、毎年後期試験終了後に行うことを原則とする。

(選考対象)

第 7条 本校学生で、進級する学生のみが対象となる。

卒業年次の学生は対象外とする。

(所轄部署)

第 8条 この規程に関する事務は、総務部の所管とする。

(改 廃)

第 9条 この規程の改廃は、校長が決定する。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (四)

1. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (五)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (六)

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

学校施設使用に関する規程

平成25年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、こころ医療福祉専門学校佐世保校の施設(駐車場を含む)使用に必要な事項を定めることを目的とする。

(施設使用の申請)

第2条 こころ医療福祉専門学校佐世保校施設(以下「施設」という)を使用・見学するときは、使用日の3ヶ月前から2週間前(学校行事を除く)までに、施設使用・見学許可願に必要事項を記載の上、総務部に提出しなければならない。但し、学校行事等及び募集活動等による施設見学で使用する場合はこの限りではない。

2 学校法人岩永学園の教員及び職員(以下「法人」という)以外の施設使用については、法人の教員及び職員の紹介を必要とする。

3 こころ医療福祉専門学校佐世保校施設に宿泊してはならない。

4 使用許可願提出後、日程・時間・参加者に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出なければならない。

(使用許可書)

第3条 施設の使用を許可する場合は、校長がこれを行い、使用許可書を当該使用者に交付する。

2 使用者は、利用に際し、前項の許可書を掲示しなければならない。

3 使用許可願・許可書に記載された日時が学校行事と重なる場合、学校行事を優先する。

(使用時間)

第4条 こころ医療福祉専門学校佐世保校の諸施設の使用時間は業務時間内とする。

(料金)

第5条 こころ医療福祉専門学校佐世保校の諸施設の使用料金は徴収しないことを原則とする。

(遵守事項等)

第6条 使用者は、この規程を遵守しなければならない。

2 使用者(団体またはその関係者)に次の各号に該当する行為があった場合は、使用的途中であっても当該使用許可を取り消し、または使用を中止させ、退場させることがある。

- (1) 場内施設及び備品等を故意に破損する場合
- (2) 喧騒、暴力にあたる行為
- (3) その他、教育研究を阻害する行為

(損害賠償)

第7条 使用者が故意又は過失により学校内の施設及び、備品に損傷、損害を与えたときは、使用責任者は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

2 使用者の故意又は過失による事故の責任は、本校は一切負わない。

(内規の改廃)

第8条 この規程の改廃は、校長の承認を得なければならない。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

臨時休校措置について

平成25年4月1日 制定

1. つぎの(1)、(2)いずれかに該当する場合、臨時休校とする。ただし、午前10時までに「事態」が解消したときは、午後から授業を行う。試験時もこれに準ずる。

(1) 長崎県北部地方に次に掲げる「事態」が生じたとき

- ア 「暴風警報」が発令され、午前6時までに解除されないとき
- イ 「大雨警報」が発令され、交通機関が麻痺または混乱したとき
- ウ 降雨により、交通機関が麻痺または混乱したとき
- エ 「大雪警報」が発令され、交通機関が麻痺または混乱したとき

(2) 天候不順、自然災害等により、下記の交通機関が全線不通の場合

佐世保市営バス、西肥バス、JR九州、松浦鉄道

2. 伝染病予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部を休校とする。休校の決定は校長が行う。

また校長は、伝染病にかかるており、かかっている疑いがあり、またはかかる恐れのある学生があるときは、出席を停止させることができる。

これにより出席の停止を命ぜられた学生または伝染病により欠席または欠課した学生の取り扱いは、学生規程第11条第3項に従い、本校所定の欠席届提出により出席として取り扱われる。

3. 定期試験期間中に上記1及び2の措置が適応された場合、当該試験に関しては別途掲示により指示する。

4. 上記以外の事態の対応については、校長が決定する。

学生災害傷害保険について

(専修学校・各種学校生生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険)

本校では、財団法人 専修学校教育振興会が実施している学生災害傷害保険に加入している。この保険は、学生が学校の指導管理下にある場合に不慮の事故により、死亡または怪我をした場合に保険金を支払うというものであり、本校の学生には全員加入を義務付けている。

平成14年度より通学中・学校施設等相互間の移動中の傷害事故をカバーする通学中等傷害危険担保特約も新設され、また傷害事故だけでなく学校管理下の賠償事故で、学生が法律上の賠償責任を負った場合にも補償される内容となっている。

学生の自己負担金は、年額1,000円(前年度実績)となっており、各年次のはじめに預り金より徴収する。
詳細については、総務部まで問合せのこと。

1. 保険の内容

(1) 傷害事故補償

ア) 正課授業中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき、卒業研究・研究活動を行っている間(自宅等専ら私的生活に係る場所で行っている間を除く)。

イ) 学校主催の行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故。

ウ) 学内休憩時間中

学校が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間の 傷害事故(放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除く。なお、正課授業中、学校主催の行事中、学内休憩時間中以外で学校施設内にいる間も補償の対象となるが、その場合は補償金額が異なる)。

エ) 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間(学校の規則に則った所定の手続により学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間)の傷害事故。

オ) 通学中

学校の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(学校が禁じた方法を除く)により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故。

カ) 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事又は課題活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(学校が禁じた方法を除く)により、学校が教育活動のために所有使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故。

(2) 賠償事故補償

ア) 実習中等

実習中の活動に伴い、発生した偶然な事故により、他人の身体に傷害を負わせ、又は、他人の財物(但し、学生が管理する財物や借物等の受託物は除く)を損壊させ、学生が法律上の賠償責任を負った場合等(但し、日本国内での事故に限る)。

イ) 通学中等の賠償事故

学校の授業等への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(学校が禁じた方法を除く)により住宅と学校施設等との間を往復する際等に他人の身体に傷害を負わせたり、財物(但し、学生が管理する財物や借物等の受託物は除く)を損壊させ、学生が法律上の賠償責任を負ったりした場合等(但し、日本国内での事故に限る)。

医療分野学生生徒賠償責任保険について (施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

本校の学生は、学生災害傷害保険に加入しており、以下に示す医療分野学生生徒賠償責任保険も補償の対象となる。

1. 保険の内容

保険期間中に国内において、学生が、正課、学校行事又は課外活動として、医療関連実習中の賠償事故の補償。

2. 対象となる活動

学校が、活動の一環として、正課、学校行事又は課外活動のいずれかに位置付ける国内での、医療関連実習(インターンシップも含む)が対象。

従って、学生が個人的に医療関連実習を行い、損害賠償を受けた場合、本制度の対象にはならない。学災の適用になる医療関連実習活動のみが本賠償責任保険の対象になる。